



令和7年度 苫小牧市空家等解体補助金

1. 制度内容

目的

空家等の解体を促進し、土地の有効活用を図り、もって市民の居住環境の向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

対象者（次の全てに該当する方）

- ① 空家等の所有者または相続人。
（複数いる場合は、その全員から同意を得ていること。）
- ② 補助対象者の前年所得額が、230万円以下であること。世帯が2人以上の場合は世帯所得が400万円以下であること。（所有者及び相続人が複数いる場合は、その全員の世帯の前年所得額が400万円以下であること。）
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

空家等要件（次の全てに該当する空家等）

- ① 苫小牧市内に存在すること。
- ② 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- ③ 共同住宅を除く居住用の建物で、個人が所有し、現在、居住されていない建物。
- ④ 所有権以外の権利が設定されていないこと。（抵当権等）
- ⑤ 国や他の地方公共団体等の補助金等の交付を受けていないこと。

工事要件（次の全てに該当する工事）

- ① 空家等を含む敷地内の全ての建物を解体し、所在地を更地にすること。（塀、水道、基礎、その他埋設物含む）
- ② 解体後、本人及び3親等以内の親族が建物を建築しないこと。
- ③ 苫小牧市内に本店、支店又は営業所等を有する、解体事業者等に請け負わせるものであること。
- ④ 令和8年2月末日までに工事が完了すること。

補助件数

6件



補助金額

工事費の1/2（上限50万円）

申請受付期間

令和7年6月2日（月）から6月23日（月）
（郵送の場合、6月23日消印有効）

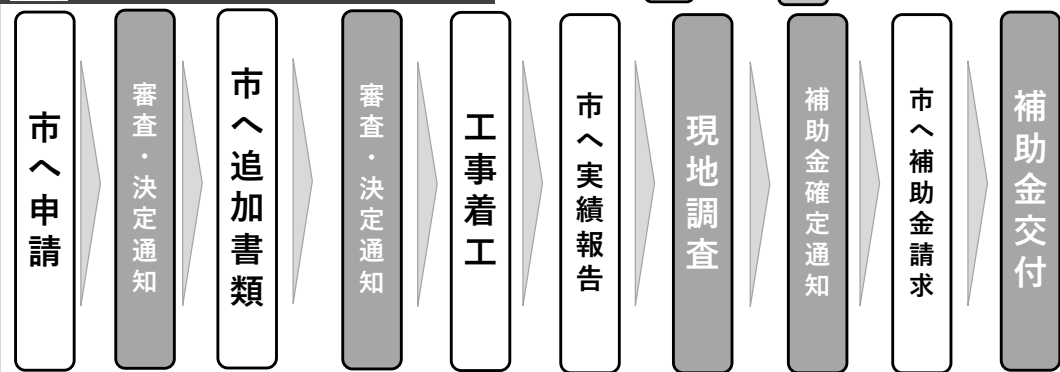
その他

- ① 補助金の支払いは、解体工事費用の支払い完了後になります。
- ② 受付期間内で申請が6件を超えた場合は、空家等の損耗度を調査し、状態の悪い空家等から優先して補助を行います。
6件に達しなかった場合、受付期間後も随時受付いたします。
- ③ 申請書等については、市ホームページでのダウンロード又は市民生活課窓口を設置しております。
- ④ 予算の上限に達し次第、今年度の受付は終了します。



2. 補助金交付までの流れ

申請者 ☐ 市 ☒



3. 書類提出・お問い合わせ先

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市市民生活部市民生活課 TEL：0144-32-6303（直通）
ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp>